

江の川水道用水供給事業等運転監視等業務委託仕様書

第1章 総則

(目的)

第1条 この仕様書は、発注者が所管する江の川水道用水供給事業設備、江の川工業用水道事業設備（以下「水道・工業用水道設備」という。）の運転監視等業務（以下「業務」という。）の委託に係る仕様を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本仕様書に使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 「原水」とは、取水場から導水管を経て西部事務所内着水井に到達した河川水をいう。
- 二 「ろ過水」とは、ろ過池出口の水をいう。
- 三 「上水」とは、滅菌された浄水池の水道水をいう。
- 四 「工水」とは、工業用水として使用される上水沈でん池出口の水及び工水沈でん池の水（原水配水）をいう。
- 五 「職員」とは、業務に関わる受注者の組織内の者をいう。
- 六 「配置職員」とは、職員の内、運転監視等の実務を行うために配置される者をいう。

(業務の履行)

第3条 業務の履行期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日とする。

2 受注者は、水道・工業用水道設備の機能が十分発揮できるよう、仕様書のほか契約書その他関係書類に基づき、誠実かつ安全に業務を履行しなければならない。

第2章 業務内容

(業務の習熟)

第4条 受注者は、委託契約締結の日から発注者が必要と認める期間において、前受注者の指導の下で業務の習熟に努め、業務の遂行に支障をきたすことのないようにしなければならない。

業務の習熟に要する費用は、受注者の負担とする。

受注者は、業務を終了する場合、発注者が必要と認める期間において次期受注者が業務の習熟をはかれるよう指導しなければならない。

(業務範囲)

第5条 業務の範囲は、次のとおりとする。

- 一 業務の内容は、次のとおりとする。

ア 運転

水道・工業用水道設備の取水施設、導水施設、浄水施設及び送水施設の運転を行う。

イ 監視

水道・工業用水道設備の運転状態の監視を行う。

ウ 制御

運転及び監視から得た情報をもとにした水道・工業用水道設備の適切な制御を行う。

エ 巡視

西部事務所内にある水道・工業用水道設備の異常の有無について確認のために巡視を行う。

オ 点検

巡視時において、人間の諸感覚及び設備に付属する計器によって水道・工業用水道設備の状態の把握並びに点検時の記録を行う。

カ 水質検査

- ① 通常業務 午前9時から午前10時までの間に1回、手分析（ろ過水等直接採水した水（検体）を水道法で定める検査方法によって行う検査）を行う。
- ② 管理業務 出水時等原水濁度上昇時においては、随時の水質検査及びジャーテストを行い、上水及び工水（原水配水を除く）が水道法及び島根県工業用水道事業給水規程で定める水質を維持するよう浄水処理しなければならない。

キ 臨機の措置

上記アからカの各業務において、水道・工業用水道設備に異常が発生又は発生するおそれがあることを発見したときは、島根県企業局危機管理計画で定める非常事態発生時の緊急連絡を行うとともに、事故の拡大及び水道用水又は工業用水供給支障範囲の拡大防止のための応急対応等臨機の措置をとるものとする。

ク 業務の報告

次号イで規定する午前0時から午前8時45分までの間行う業務の終了時には、発注者が別に定める様式に記録するとともに、速やかに報告・提出し、指示を受けること。

二 業務を行う時間（以下「委託時間」という。）は、履行期間内において、次に掲げる時間とする。

ア 島根県の休日を定める条例で規定する次に掲げる県の休日の午前0時から午後12時まで

- ① 日曜日及び土曜日
- ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ③ 12月29日から翌年の1月3日までの日（①及び②に掲げる日を除く）

イ 県の休日以外の日の午前0時から午前8時45分まで及び午後5時から午後12時まで

（業務管理）

第6条 受注者は、常に善良なる管理者の責任をもって業務を履行しなければならない。

- 2 受注者は、労働安全衛生法等の災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全衛生の管理に留意し、労働災害の防止に努めるとともに、安全衛生上の障害が発生した場合は直ちに必要な措置を講じ、速やかに発注者に連絡すること。
- 3 受注者は、水道・工業用水道設備の構造、性能、系統及びその周辺の状況を熟知し、水道・工業用水道設備の運転に精通するとともに、業務の履行にあたって常に問題意識をもってこれに当たり、創意工夫し、設備の予防保全に努めること。業務に当たっての基準値は、水道・工業用水道設備の施設能力をもとに、次の表のとおりとする。

項目	施設能力
取水量	42,000m ³ /日
沈でん池処理量	27,000m ³ /日
ろ過量	27,000m ³ /日
原水水量(着水井水)	42,000m ³ /日

上水水量(浄水池水)	27,000m ³ /日
工水水量(工水送水ポンプ井水及び工水沈でん池水)	15,000m ³ /日

- 4 受注者は、豪雨、台風、地震、濁水その他の自然災害等によって水道・工業用水道設備の機能に重大な支障が生じた場合又はそのおそれがある場合においては、その都度速やかに発注者に報告し、その指示に従うとともに、島根県地域防災計画、島根県企業局危機管理計画及び発注者が個別に作成するマニュアル等に基づいて緊急対応等の処置をとること。

(安全衛生管理)

第7条 受注者は、作業の実施に当たり、法令などに基づいて安全管理に関する事項を定めなければならない。

- 2 受注者は、配置職員に対して、水道法第31条において準用する同法第21条第1項で定める定期及び臨時の健康診断を実施させ、その結果について発注者に速やかに報告しなければならない。

ただし、これにかかる経費は受注者が負担する。

(保全・保安教育及び訓練)

第8条 受注者は、職員及び配置職員に対して、次の教育及び訓練を実施しなければならない。

- 一 水道・工業用水道設備の保全・保安に関し必要な知識及び技能に関する教育
- 二 事故その他災害が発生したとき又はそのおそれがあるときの処置について、島根県企業局危機管理計画に基づいた実地指導及び訓練

- 2 受注者は、発注者と協議のうえ、職員及び配置職員を発注者が行う教育又は訓練に参加させるものとする。

ただし、これにかかる経費は受注者が負担する。

(事務室等の自主管理)

第9条 受注者は、委託時間終了時に業務で使用した西部事務所監視室の清掃並びに不要な物品等を整理整頓しなければならない。

- 2 受注者の責による西部事務所監視室等に汚損等があった場合は、受注者の負担で復旧しなければならない。

- 3 西部事務所監視室等の使用に伴う光熱水の費用は無償とする。ただし、その使用にあたっては節約に努めなければならない。

- 4 受注者は、火災等の非常時を除き、発注者の許可なく指定された場所への立入り及び機器の使用等を行ってはならない。

(職員の服装等)

第10条 受注者は、配置職員に安全かつ清潔な服装で統一させ、胸に名札を着用させるとともに、対応については部外者から指摘を受けないようにしなければならない。

(火災の防止)

第11条 受注者は、西部事務所内の火災を未然に防止するため、火気の正確な取り扱い及び後始末を徹底しなければならない。

第3章 運転監視

(一般事項)

- 第12条 受注者は、水道法、労働安全衛生法等の法令、規則及び基準等を遵守することを基本とし、業務の実施、水道・工業用水道設備の保安について、十分注意を払わなければならない。
- 2 受注者は、業務の履行上必要な諸事項について発注者と協議等を行ったときは、その都度内容を議事録として整理し、発注者に提出して承認を受けるものとする。

(主な業務)

第13条 業務の主な内容は次のとおりとする。なお、水道・工業用水道設備の現況は、別表1及び別図を参考とすること。

一 運転監視業務

- ア 水道・工業用水道設備の運転、監視及び制御
- イ 水道・工業用水道設備の故障時の対応
- ウ 運転状況、監視結果、制御経緯の記録
- エ その他業務上必要な諸事項

二 巡視点検業務

- ア 浄水場の水道・工業用水道設備の巡視及び点検
- イ 巡視及び点検結果の記録

三 水質検査業務

- ア 水道法及び水道維持管理指針で定める毎日の水質検査
- イ 島根県企業局が定めた検査及び測定
- ウ 水質検査結果の記録

四 水質管理業務

- ア 原水、工水（原水配水を除く）、各ろ過水の水質検査及び測定
- イ 水質検査結果の記録

五 緊急時の対応

- ア 西部事務所内の水道・工業用水道設備の故障発生時の応急対応
- イ 原水、ろ過水、上水及び工水の水質異常時の応急対応
- ウ 上記ア及びイにおける発注者への報告
- エ 災害時における応急対応及び発注者への緊急連絡
- オ 島根県地域防災計画に基づく対応を要する災害緊急通報があった場合の措置
- カ 島根県企業局危機管理計画に基づく対応を要する事象が発生した場合の措置

六 その他

- ア ろ過池砂削り時におけるろ過池の充水及び排水操作
- イ 島根県企業局危機管理計画で定める特別巡視に係る雨量監視
- ウ F A Xの受信確認
- エ 来訪者及び電話への対応
- オ 郵便物及び宅配物への対応
- カ 西部事務所構内全体の一般的警備

(運転監視業務)

第14条 運転、監視及び制御する設備又は事項は、次のとおりとする。

- 一 受変電設備
- 二 取水場設備

- 三 取水場及び浄水場のポンプ運転時におけるデマンド監視
 - 四 水道・工業用水道設備の各池（ろ過池、調整池等）の水位及び流量の監視及び制御
 - 五 水道・工業用水道設備のポンプ設備の流量の監視及び制御
 - 六 沈でん池、ろ過池の監視
 - 七 濁度、pH、残留塩素等水質の監視及び末端（嘉久志、鳥越配水池）水質の監視
 - 八 薬品等の注入量の監視及び制御
 - 九 原水及びろ過水による生物監視
 - 十 関係機関若しくは上水及び工水の需要者との連絡及び調整
- 2 受注者は、制御及び監視により異常を発見した場合又はこの異常により運転の変更が必要な場合は、その都度速やかに発注者に報告し、その指示に従い処置を行う。ただし、次に掲げるものは、受注者の判断によって実施した後、発注者に報告することにより処置できるものとする。
- 一 取水又は送水設備の適正な流量管理
 - 二 前号に掲げるものの他、故障警報時の臨機の処置等運転監視上当然処置しなければならない事項
- 3 受注者は、運転の変更、故障、警報の発生等運転監視に必要なものについては記録しなければならない。

（巡視点検業務）

第15条 受注者は、西部事務所内の次の施設設備の巡視及び点検を実施するものとする。なお、巡視の際の点検は、別表2のとおりとする。

- 一 受変電設備
 - 二 自家発電設備
 - 三 送水ポンプ設備
 - 四 薬品注入設備
 - 五 着水井
 - 六 沈でん池設備
 - 七 ろ過池設備
 - 八 工水設備
 - 九 次亜塩素注入設備
 - 十 水質計器類
 - 十一 建物付帯設備
 - 十二 場内の状況
 - 十三 その他業務上必要な巡視及び点検
- 2 浄水場の各設備の巡視及び点検は、次のとおりとする。
- 一 午前8時45分から午後5時までの間において、午前1回、午後1回
 - 二 午後5時から午後12時までの間において1回
 - 三 午前0時から午前8時45分までの間において1回
- 3 受注者は、巡視点検により異常を発見した場合又はこの異常により運転の変更が必要な場合は、その都度速やかに発注者に報告し、その指示に従い処置すること。ただし、次に掲げるものは、受注者の判断によって実施した後、発注者に報告することにより処置できるものとする。
- 一 通常の運転監視業務の範囲内で対応できる軽微なもの
 - 二 浄水場の設備に対する応急対応であって軽微なもの
- 4 受注者は、第2項第一号で規定する午前1回行う巡視点検時の各設備の状態を記録しなければならない。

(水質検査業務)

第16条 第5条第二号アにおける委託時間中において、受注者は、午前9時から午前10時の間に1回、次の表のとおり水質の検査又は測定（以下「定時の水質検査」という。）を行わなければならない。

項目	原水	上水	工水（原水送水を除く）	ろ過水
濁度	○	○	○	○
色度	○	○	○	○
pH	○	○	○	
電導度	○	○	○	
残塩		○*		
臭気	○	○	○	○
味		○		
水温	○	○	○	

※ 浄水池からのサンプリング水及び水質試験室の給水栓水の2検体

2 受注者は、水質検査等の結果を記録しなければならない。

(水質管理業務)

第17条 受注者は、ろ過設備が生物によって浄水処理する緩速ろ過方式であることに鑑み、浄水処理過程においては細心の注意を払って管理しなければならない。

2 受注者は、発注者の指示あるいは原水濁度上昇時等上水の水質に影響を及ぼす事態が発生またはそのおそれがあるときは、必要の都度、上水及びろ過水について、前条第1項に規定する定時の水質検査項目と同一の臨時の水質検査を行い、浄水処理の適正性を確認するものとする。

3 受注者は、原水濁度上昇時においては、必要の都度ジャーテストを行い、適正な薬品注入量を決定する。

4 受注者は、発注者の指示あるいはクリプトスポリジウム等対策指針（平成19年3月30日付け厚生労働省健康局水道課長通知）（以下「クリプトスポリジウム等対策指針」という。）が守れないおそれがあるときは、速やかに発注者に報告するとともに、前条第1項に規定するろ過水の水質検査を臨時に行い、発注者に水質検査結果を報告し指示を受けなければならない。

5 受注者は、前4項の水質検査等の結果を記録しなければならない。

(簡易な修繕等)

第18条 受注者は、水道・工業用水道設備が正常に動作するように、必要の都度、次の調整及び整備に努めること。

一 西部事務所内の各種ポンプの補油

二 西部事務所内の各種ポンプ及び各種バルブの漏水防止処置等のための調整

三 水質モニタリング設備（原水、上水及び工水（原水配水を除く）の水質を常時観測する自動観測装置、サンプリングポンプ及び配管等附帯設備一式をいう。）の調整

四 業務を遂行するために必要な発注者が有する機器の軽微な消耗品の交換

2 受注者は、点検により発見した不良個所又は故障が発生した破損個所のうち、簡易な修繕又は調整が可能なものについては適正に処置しなければならない。

3 設備の簡易な修繕又は調整及び整備に必要な材料、資材、工具類及び安全対策器具については貸与する。

また、発注者が有する機器の軽微な消耗品については支給する。

4 受注者は、簡易な修繕等の実施状況を記録しなければならない。

(緊急時の対応)

第19条 受注者は、前5条の各業務において、異常が発生又は発生するおそれがあることを発見したときは、速やかに発注者に報告するとともに、島根県企業局危機管理計画で定める非常事態発生時の緊急連絡を行い、事故の拡大並びに上水及び工水の供給支障範囲の拡大の防止のための応急対応等臨機の処置をとるものとする。

2 受注者は、緊急時に実施した対応状況を記録しなければならない。

(発注者の指揮下における業務)

第20条 受注者は、委託時間内に島根県内で災害が発生した場合又は島根県企業局危機管理計画で定める異常事態等が発生した場合においては、発注者の危機管理体制のもとで指揮監督を受けるものとする。ただし、指揮監督を受ける対象は、業務範囲内のものとする。

2 受注者は、発注者の指揮監督下において実施した内容について記録しなければならない。

(運転監視の発注者への引継ぎ)

第21条 受注者は、第5条第二号イで規定する午前0時から午前8時45分までの委託時間終了時ごとに運転監視を発注者に引き継がなければならない。

2 発注者への引継ぎは、日報及び記録をもとに配置職員が行うものとする。

第4章 業務の支援装置

(業務の支援装置の設置)

第22条 受注者は、巡視点検業務、水質検査業務、水質管理業務又は緊急時の対応若しくは簡易な修繕等を運転監視業務と重複して行わなければならないため、運転監視制御装置から離れた場所においても水道・工業用水道設備の異常が把握できるよう、運転監視業務を支援する装置（以下「支援装置」という。）を設置しなければならない。

2 支援装置は、携帯電話、無線機等を利用し、故障警報を一括して遠隔報知することができるものとする。なお、故障警報は次のとおりとする。

- 一 水道・工業用水道設備の故障警報
- 二 水道・工業用水道設備の制御設定範囲逸脱警報

(支援装置の仕様等)

第23条 受注者は、支援装置の仕様、設置位置、設置面積等について発注者と協議し、発注者の承諾を得るものとする。

2 支援装置の設置に係る費用及び維持管理に係る費用は、受注者の負担とする。

第5章 性能保証

(水量の保証範囲)

第24条 受注者が業務を行うに当たって保証すべき水量は、下記水量をおおむね上限とする。

項目	供給水量
上水	27,000m ³ /日

工水	15,000m ³ /日
----	-------------------------

(水質の保証範囲)

第25条 受注者が業務を行うに当たって保証すべき水質は、クリプトスポリジウム等対策指針及び水道水質基準（水質基準に関する省令（平成15年5月30日厚生労働省令第101号〔最終改正令和2年3月25日厚生労働省令第38号〕）に基づいて次の表のとおりとする。

項目	検体	水質
pH	浄水池出口水	5.8以上8.6以下
味	浄水池出口水	異常でないこと
残留塩素濃度	鳥越配水池	0.25～0.30mg/l程度
色度	浄水池出口水	5度以下
濁度	各ろ過池のろ過水	0.1度以下
	浄水池出口水	2度以下

第6章 書類

(業務の履行計画書)

第26条 契約書第3条に定める業務履行計画書（以下「年度計画書」という。）は、次の事項について記載しなければならない。

- 一 業務概要に関すること（業務方針及び業務の概要）
水道施設の重要性に鑑み、その目的を達成するための業務について管理の基本方針及びその概要等業務に対する考え方を記載すること。
- 二 業務を履行するための組織に関すること（組織表）
運転監視業務を遂行する上で必要な組織及び体制について、組織、業務分担、資格者の配置及び業務を履行する上での緊急時の体制について明確に記載すること。
- 三 業務工程に関すること（年間の業務工程表及び労務計画表）
配置職員の勤務計画、水質検査等について、年間の工程及び計画を記載すること。
- 四 業務方法に関すること（業務方法・要領及び運転指標）
水道・工業用水道設備を安定的に運転していくための運転指標や各設備の運転方法及び要点、日常点検の内容・点検要領、その他必要な事項について具体的に記載すること。
- 五 保安全管理に関すること（保安教育の内容、保安教育実施予定表）
- 六 各種報告書様式
契約書及び仕様書で報告義務を課せられている報告書、発注者が要求する報告書等業務上必要なものについて、様式を作成すること。
- 七 支援装置の設置に関する事項（機器仕様、設置位置他）
- 八 その他必要な事項

(月間計画書)

第27条 受注者は、あらかじめ発注者と協議した上で翌月の業務の履行計画書（以下「月間計画書」という。）を毎月末までに提出しなければならない。

- 2 月間計画書を変更する必要があるときは、その都度、発注者と協議しなければならない。

(日報)

第28条 受注者は、第14条から第20条の業務の日報として運転監視日誌を作成し、実施した業務の詳細を記録する。

2 運転監視日誌の様式は、発注者が定めるものとする。

(月間の業務完了報告書)

第29条 受注者は、次の事項を記載した月間の業務完了報告書を作成し、7日以内に発注者に提出しなければならない。

- 一 配置職員の勤務実績及び業務を行った総時間
- 二 主な業務の内容ごとの実績
- 三 簡易な修繕の実績
- 四 緊急時の対応の実績
- 五 受注者が実施した教育内容
- 六 第33条又は第34条の規定に基づいて受注者が実施した改善内容
- 七 受注者の所見

(記録の整備)

第30条 受注者は、業務の履行記録等の書類を常に整備し、発注者が提出を求めたときは速やかに提出しなければならない。

(各種届出)

第31条 受注者は、業務の履行にあたり、契約締結後7日以内に、次の書類を提出しなければならない。

- 一 着手届
 - 二 総括責任者選任届
 - 三 職員選任届
 - 四 貸与品借用承認願
 - 五 備品等使用承認願
- 2 前項第2号から第5号までの届出等の書類の内容に変更が生じるときは、発注者と協議のうえ、変更後の書類を提出しなければならない。
- 3 第1項第2号から第5号までの届出等の書類は、履行期間中、毎年4月1日ごとに当該年度の届出等を行わなければならない。

第7章 履行確認

(業務の履行確認)

第32条 発注者は、第21条第2項に基づく引継ぎを受けた際、日報に係る業務の履行確認を行うものとする。

- 2 発注者は、第29条に基づいて受注者が月間の業務完了報告書を提出した際、当該月の業務の履行確認を行うものとする。
- 3 発注者は、前2項の書類の他、月間計画書及び第14条から第20条で規定する業務の記録をもとに業務の履行確認を行うこととし、必要な措置を受注者に指示するものとする。

(改善通告)

- 第33条** 発注者は、業務の履行確認の結果、仕様書等で定める性能保証の未達を認めるときは、受注者に対して性能保証の未達部分を明らかにし、その是正のための改善措置をとることを通告するものとする。
- 2 受注者は、前項の通告を受けたときは、当該通告を受領した日から7日以内に、改善の方法及び期日等を定めた改善計画書を発注者に提出しなければならない。
- 3 発注者は、前項の改善計画書の内容が不十分であると認めるときは、理由を明らかにした上で受注者に修正を求めることができる。
- 4 受注者は、改善計画書に基づいた実施状況を発注者に報告し、発注者の確認を受けなければならない。

(改善計画書の変更)

- 第34条** 前条の改善計画の実施状況を確認した結果、期日までに性能保証の未達について是正がなされなかったときは、発注者は、当該改善計画書の変更及び再提出を通告するものとする。
- 2 前条第2項、第3項及び第4項の規定は、改善計画書の変更及び再提出の場合に準用する。

(月間の業務完了検査)

- 第35条** 月間の業務完了検査は、次の方法により行うものとする。
- 一 発注者は、受注者が提出した月間の業務完了報告書を月間の業務完了検査願いとみなし、発注者と受注者の調整により検査日時を決定する。
- 二 発注者は、受注者の立ち会いのうえ、前号の報告書の他、日報、年度計画書、月間計画書及び第14条から第20条で規定する業務の記録をもとに検査を行う。
- 2 月間の業務完了検査は、第32条第2項の履行確認を兼ねることができる。

第8章 職員及び配置職員

(職階及び有資格者の基準)

- 第36条** 職階及び有資格者の基準は次のとおりとする。
- 一 職階の基準は、受注者が定めている組織に関する規程等に基づくものとする。
- 二 受注者は、業務の履行に必要な技術力を有する組織体制として、水道技術管理者としての資格を有する者を複数名確保していること。

(有資格者の職務)

- 第37条** 有資格者は、業務が円滑に行えるよう受注者の技術の向上に資するとともに、業務の履行方法の点検、指導及び改善に努めなければならない。

(総括責任者の選任及び職務)

- 第38条** 受注者は、総括責任者として水道技術管理者としての資格を有する者を選任しなければならない。
- 2 総括責任者は、発注者との連絡、協議及び調整に応えるため、常に、速やかな対応をとらなければならない。
- 3 総括責任者の職務は、契約書第7条の定めによるもののほか、次のとおりとする。
- 一 技術上の業務を統括する責任者として、配置職員の指揮、監督を行うとともに、技能の向上及び事故防止に努めること

- 二 契約書及び仕様書その他関係書類により、業務の目的、内容を十分理解し、施設の機能を把握し、発注者と密接な連絡をとり、業務の適正かつ円滑な遂行を図ること
- 三 設備の運転状況を常に的確に掌握し、いかなる場合においても的確な運転、監視及び制御できる体制の確保に努めること
- 四 月間の業務完了検査を受けること

(職員の届け出)

第39条 受注者は、業務に当たらせる職員及び配置職員の履歴、職種、職務、職階等を記載した職員選任届（職員の資格を証明するものを含む。）を提出する。なお、職員及び配置職員の変更が生じる場合は、事前に発注者の承認を得た上で変更職員選任届を提出するものとする。

第9章 経費の負担

(貸与品)

第40条 受注者の業務に際し、発注者が受注者に使用させる備品等（以下「貸与品」という。）の主なものは次のとおりとする。

- 一 各設備の完成図書
 - 二 特殊工具
- 2 受注者は、貸与品について、品名、数量、使用場所及び使用時期等を明記した台帳を作成し、使用承認願いを提出しなければならない。

(経費の負担)

第41条 受注者が業務の履行上負担する経費は、受注者自らが直接必要とするもので次のとおりとする。ただし、発注者と協議のうえ、発注者が貸与品と認めたときはこの限りでない。

- 一 ロッカー、パソコン、プリンター等事務備品
- 二 各種用紙、筆記用具、ファイル等事務用品
- 三 ポット、食器類、台所用品等消耗品
- 四 作業服、作業靴、作業用手袋、帽子、ヘルメット等安全保護具・機具
- 五 設備点検及び簡易な修繕に係る点検工具、計器、懐中電灯等工具・機具（ただし、特殊工具を除く。）
- 六 清掃用具及び清掃用品
- 七 電話、ファックス等の通信関係の設置工事費及び維持管理費（ただし、緊急連絡等の業務を履行する上で当然使用する用途のものを除く。）
- 八 備品、消耗品等の調達及び管理費用
- 九 各種保険の加入に係る経費
- 十 受注者が必要として受注者が設置する機器に係る一切の費用

第10章 リスク分担

(リスクマネジメント)

第42条 江の川水道用水供給事業及び江の川工業用水道事業の実施における管理者としての責任は発注者にあるものとし、委託する業務の範囲における業務上の責任は原則として受注者が負うものとする。ただし、発注者が責めを負うべき合理的な理由がある事項についてはこの限りでない。

い。

- 2 発注者及び受注者のリスクの分担は、別表3のとおりとする。なお、詳細を決定する必要があるときは、発注者と受注者とが協議のうえリスク分担協議書を作成するものとする。

(責任)

- 第43条** 履行期間中に生じた業務上の不備、誤操作等による水質の異常若しくは機器の損傷又は故障は、受注者の負担において速やかに補償若しくは補修又は取替えにより解決することとする。ただし、天災等の事故による場合はこの限りでない。

第11章 その他

(雑則)

- 第44条** 受注者は、仕様書に明記されていない事項であっても、業務遂行上当然必要なものは、良識ある判断に基づいて行わなければならない。
- 2 受注者は、発注者が業務等に関わる資料の提出を要求した場合は、速やかに応じなければならない。
 - 3 受注者は、発注者の承諾なく発注者の所有物を場外に持ち出し又は業務に必要としないものを持ち込んで서는ならない。

(疑義)

- 第45条** 仕様書に疑義を生じた場合又は定めのない事項が生じたときは、発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。

別表 1 (第13条関係) 江の川水道用水供給事業・江の川工業用水道事業の設備

取水口	島根県江津市松川町長良 (一級河川江の川) 表流水取水		
給水能力及び給水対象	水道用水供給事業 27,000m ³ /日 工業用水道事業 15,000m ³ /日	江津市、大田市 江津地域拠点工業団地	
主な設備		水道用水供給事業	工業用水道事業
	取水施設	共有	共有
	・表流水取水		
	・取水ポンプ 210kW×3 台		
	・自家用発電機 400kVA×1 台		
	導水施設	共有	共有
	・導水管 φ1,000mm 5,571m		
	浄水施設		
	・着水井	共有	共有
	・薬品注入設備	共有	共有
	・混和池	共有	共有
	・急速混和池 (工水専用)		○
	・フロック形成池	共有	共有
	・フロック形成池 (工水専用)		○
	・凝集沈でん池 (2,460m ³ ×4 池)	共有	共有
	・凝集沈でん池 (2,723m ³ ×1 池) (工水専用)		○
	・緩速ろ過池 (1,120m ³ ×8 池)	○	
	・次亜塩注入設備	○	
	・塩素混和池	○	
	・浄水池 (640m ³ ×2 池)	○	
	・送水ポンプ井	○	○
	・自家用発電機 625kVA×1 台	共有	共有
	・排水処理施設 (天日乾燥床×2 池)	共有	共有
	送配水施設		
	・送水ポンプ 132kW×3 台	○	
	・送水ポンプ制御設備	○	
	・工水送水ポンプ、制御設備		○
	・送水管 φ300~700mm 50,274m	○	
	・配水管 φ200~300mm 733m(自然流下) φ100~400mm 567m(ポンプ圧送)		○
	・江津調整池 3,000m ³	○	
	中央監視制御装置		
	・受変電設備	共有	共有
・配電設備	共有	共有	
・遠隔監視制御装置	共有	共有	
・中央制御装置	共有	共有	
・各種水位計測装置	○	○	
・各種流量計測装置	○	○	
・水質(濁度、色度、残塩)自動観測装置	共有	共有	
毎日水質検査測定器等			
・毎日水質検査項目測定器 (濁度、色度、残塩、pH、電気伝導度)	共有	共有	
その他			
【江津市嘉久志配水池】			
・末端水質監視装置	○		
・Web テレメータ装置			
【大田市鳥越配水池】			
・末端水質監視装置	○		
・Web テレメータ装置			

注)「共有」は上水又は工水の設備と共用となっているものをいい、「○」は専用設備があることを示す

別表 2 (第 15 条第 1 項関係)

水道事業機器点検基準の細目事項 (島根県企業局電気工作物保安規程 (参考))

機器	巡視	
	周期	巡視時点検項目
変圧器	1 日	○乾式変圧器 温度、異音、異臭、損傷の状況
遮断器	1 日	○磁気型 異音、異臭 開閉表示器の表示確認
	1 日	○真空型 異音、異臭 開閉表示器の表示確認
開閉器・断路器	1 日	異音、異臭 開閉表示の状態
高圧ヒューズ	1 日	異音、異臭、変色、汚損の状況
蓄電器 (CVCF)	1 日	異音、異臭、変色、汚損の状況 電流
分電盤 キュービクル	1 日	各計器の指示 各表示器の良否 異音、異臭及び過熱 各種スイッチ類の状態 接点の汚損、損傷
計装計器 工業計器	1 日	盤面操作机、計器の汚損状態 計器の指示 各表示器の良否 各種スイッチ類の状態 記録計器の動作状況
水質計器	1 日	異音、異臭 計器指示 計器類の水量点検 サンプリング用水量点検
情報処理装置	1 日	異音、異臭 プリンター等の機器動作の状況
テレメータ	1 日	異音、異臭 計器指示
蓄電池	1 日	充電状態 (各計器の指示)
自家発電設備	1 日	各計器指示 各表示器の良否 冷却水量点検 各配管漏油 燃料タンク及びフィルター点検 オイルパン油面点検 カム室及びガバナ油面点検
送水ポンプ	1 日	各計器指示 異音、異臭、過熱、振動の状態 潤滑水、冷却水量点検 漏水の確認 (グラウンドパッキンの状態) 吐出圧力、吸込圧力 各機器運転表示ランプ状態 各部汚損状態
電動機	1 日	○本体 異音、異臭、過熱、振動の状態 軸受 (音、温度、油面、漏油) の点検
電動バルブ	1 日	異音、異臭、過熱、振動の状態 漏水の確認 (グラウンドパッキンの状態)
沈でん池設備	1 日	異音、異臭、過熱、振動の状態 現場操作盤の状況 浮遊物の有無 薬品注入時のフロック形成状態 ギアボックスの油量、漏油 発錆、汚損状態 漏水状態

(次頁へ続く)

機器	巡視	
	周期	巡視時点検項目
薬品注入装置	1日	異音、異臭、過熱、振動の状態 各貯留槽の液面指示 管路漏液点検 各ポンプの動作状況 計器指示 各部の汚損状態
ろ過設備	1日	現場操作盤の状況 ろ過池の状況 各検出部の状況
浄水池	1日	計器の指示 各検出部の状況 壁面漏水の状況
次亜塩素素注入装置	1日	次亜塩素素タンク液面指示 配管等漏液点検 各計器指示 各ポンプの動作状況 異音、異臭、過熱、振動の状態
天日乾燥床	1月	汚泥堆積状況
冷暖房装置	1日または運転時	動作状況
消防設備	1日	消火器、誘導灯、自動火災報知器の状態

別表3（第42条第2項関係）

リスク分担表

リスクの種類	内容	リスク分担	
		発注者	受注者
入札説明	入札説明書等の誤り、入札説明内容の変更に関するもの	○	—
応募コスト	入札の応募費用に関するもの	—	○
業務範囲変更	委託する業務範囲の縮小、拡大等	○	—
法令等の変更	委託する業務に直接関係する法令等の変更 行政指導、規制、指導	○ ○	— —
第三者賠償	履行期間中の受注者の責めに起因する水質の悪化、水量及の変動 注) 国家賠償法第2条により、水道事業における第三者に対しての瑕疵は、水道事業者が受けるが、受注者の帰責事由があった場合、その不法行為責任については、水道事業者は受注者に求償する。	△	○
	住民訴訟（水質悪化等に伴う訴訟） 注) 国家賠償法第2条により、水道事業における第三者に対しての瑕疵は、水道事業者が受けるが、受注者の帰責事由があった場合、その不法行為責任については、水道事業者は受注者に求償する。	○	△
事故・災害	受注者の責めによる事故の発生	—	○
	上記以外（不可抗力）による事故の発生	○	○
	損害保険等において免責とならない事由 注) 水道事業者及び受注者は、双方の責任範囲（業務範囲）において、加入している損害保険等（共済を含む）を活用する	○	○
	損害保険等において免責とされている事由 注) 水道事業者及び受注者は、双方の責任範囲（業務範囲）において、加入している損害保険等（共済を含む）を活用する。	○	△
	施設、設備の劣化等による事故 注) 水道施設の所有責任は水道事業者にあることから、事故が発生した場合の責任は水道事業者が負うが、受注者に帰責事由があった場合、その不法行為責任については、水道事業者は受注者に求償する。	○	△
人身事故	○	○	
契約不履行	施設、設備の機能、性能不足によるもの 注) 水道施設の所有責任は水道事業者にあることから、水道事業者が負う。	○	—
	受注者の作成する業務履行計画書等の不備又は施設・設備との不適合によるもの	△	○
	発注者による指示書等の内容の不備によるもの	○	—
	業務遂行上の不備（運転、水質、管理、記録、連絡調整の不備等）によるもの 注) 業務履行上の責任は、受注者にある。水道事業者は、一部業務委託の場合、水道事業者として受注者の監視を行わなければならない。	△	○
	不可抗力によるもの	○	—
発注者、受注者の責によらない水質事故によるもの	○	—	
財務	発注者側の債務不履行（支払遅延、不払等）	○	—
	受注者側の債務不履行（倒産等）	—	○
物価変動	履行期間中のインフレ・デフレ	△	△
環境問題	環境基準違反、環境汚染等による事業の制限 注) 国家賠償法第2条により、水道事業における第三者に対しての瑕疵は、水道事業者が受けるが、受注者の帰責事由があった場合、その不法行為責任については、水道事業者は受注者に求償する。	○	—
事業の中止	発注者側の責めによるもの	○	—
	受注者側の責めによるもの	—	○
計画変更	事業内容の変更	○	—
費用増加	原水の条件の変動により、施設の機能・性能上、要求水準を満足できないことに係る費用 注) 原水の水質・量等の条件の変動により、現状の浄水施設の機能・性能で処理能力が不足し、要求水準（仕様）に規定する水質・水量の保証値、目標値を満足できない場合に、施設の改造等若しくは薬品等に係る「費用負担リスク」については水道事業者が負う。	○	—

注) リスク分担の説明

- — : ○のリスク負担者が全てのリスクを負う
- ○ : 契約業務内の部分のリスクは受注者が負い、それ以外の部分は発注者が負う
- △ : 原則として○のリスク負担者がリスクを負うが、過失などの帰責事由がある場合には、△の側もリスクを負う可能性がある
- △ △ : 一定の基準又は協議によりリスクを両者で分担する

